

神戸市すまいの環境性能表示実施要綱案 抜粋(新旧対照表)

現行	改正後
<p>(建築物総合環境計画書の届出)</p> <p>第3条 特定集合住宅を除く集合住宅等又は一戸建て住宅の新築等をする者のうち、すまいの環境性能表示を表示しようとする者(以下「特定表示建築主」という。)は、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項の規定による届出は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法第18条第2項に規定する計画の通知をする予定の日から起算して21日前(当該特定表示住宅が一戸建て住宅の場合は10日前)までに行うものとする。</p>	<p>(建築物総合環境計画書の届出)</p> <p>第3条 特定集合住宅を除く集合住宅等又は一戸建て住宅の新築等をする者のうち、すまいの環境性能表示を表示しようとする者(以下「特定表示建築主」という。)は、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項の規定による届出は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項に規定する計画の通知をする予定の日から起算して21日前(当該特定表示住宅が一戸建て住宅の場合は10日前)までに行うものとする。</p>